

ネットワーク計画に関するヒアリング結果について

1. 自転車ネットワーク路線選定の考え方

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン令和6年改定版」(以下、ガイドライン)によると、ネットワーク計画策定の考え方が記載されている。

【基本方針・計画目標の確認】

市町村自転車活用推進計画における基本方針、計画目標を確認するものとする。なお、自転車通行空間整備の観点から不足がある場合には、市町村自転車活用推進計画の見直し又は自転車ネットワーク計画における設定を行うものとする。

【対象エリアの設定】

自転車ネットワーク計画の対象エリアは、自転車ネットワーク計画の広がりをも市民に示すものであり、この時点では、必ずしも明確にせず、対象とする市区町村全域や市街地エリア全体など大まかな設定でもよいものとする。

【コミュニケーション・合意形成項目】

市町村自転車活用推進計画の策定過程等との整合を図りつつ、自転車ネットワーク計画の必要性の確認、及び基本方針、計画目標の共有のためのパブリックインボルブメント(計画策定の早い段階から市民の方々など関係者へ積極的に情報を提供し、コミュニケーションを行う取組のこと。以下「PI」という。)を行うものとする。PIの手法としては、計画の方針や目標等を市民など関係者と議論するためのワークショップ、地域の自転車利用状況の把握を兼ねた自転車ネットワーク整備への期待・要望に関するアンケート、幅広い関係者の代表や学識者といった第三者から構成される委員会や協議会の設置、委員会で示された案によるパブリックコメント、関係者へ周知するための説明会の開催など様々な方法が考えられる。

2. 俱知安町における自転車ネットワーク路線の選定

1) 検討フロー

ガイドラインを参考に本町におけるネットワーク路線の選定にあたり以下のフローに基づき選定を行った。



図2 検討フロー

2) step1 対象エリアの設定

本検討では俱知安町全てのエリアを対象範囲と設定した。

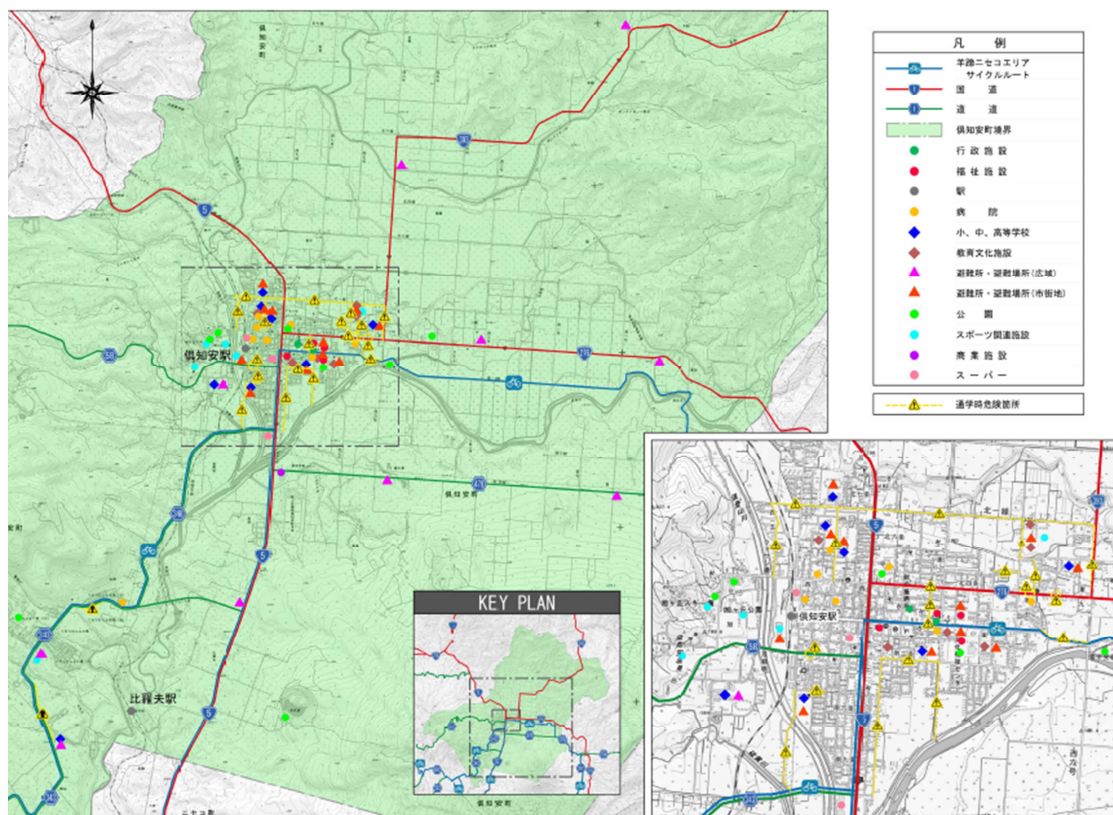


図3 対象エリア

3) step2 地元有識者へのヒアリング

本検討では町内における課題箇所を把握するため、地元有識者へのヒアリング調査を行った。

4) step3 ヒアリング結果の反映

地元有識者ヒアリングの結果を管内路線に反映した。

【調査手法】

- ・ワークショップ形式
- ・対象エリア図（A0版）を見ながら課題箇所を地図に記載

【開催日時】

第1回

- ・日時 2024年9月27日

<主な意見>

- ・小学校や中学校において交通安全ルールの学習を必須で入れるべき。
- ・現在の交通安全指導は、各学校で温度差があるため、共通の基準を設けるべき。
- ・学校ごとに交通安全指導者を決めてもらい、当該指導者に対して交通安全の指導方法に関する教育を行うべき。
- ・交通公園のような横断歩道や信号機があり、自転車の乗り方を勉強することができる施設をわんぱく広場などに作るべき。
- ・免許更新時に自転車との関わりに関する冊子を配布するなど、車を運転する人に対する啓蒙活動をするべき。
- ・普通自転車歩道通行可の標識が付いている区間を延長するべき。
- ・減速が必要な下り坂などでは、事前の告知看板や路面表示を充実させるべき。
- ・グレーチングは、網目が細かく段差の無いものにするべき。

第2回

・日時 2024年9月27日

<主な意見>

- ・歩道走行可能区間を周知した上で、それ以外の箇所は路側帯を走るように区分けすべき。
- ・日常生活の自転車利用は全て歩道を走行できるようにすべき。
- ・しまなみ海道のように高速の中に自転車の専用道を作るべき。
- ・川沿いを上手く整備して、イベントなどで活用すべき。

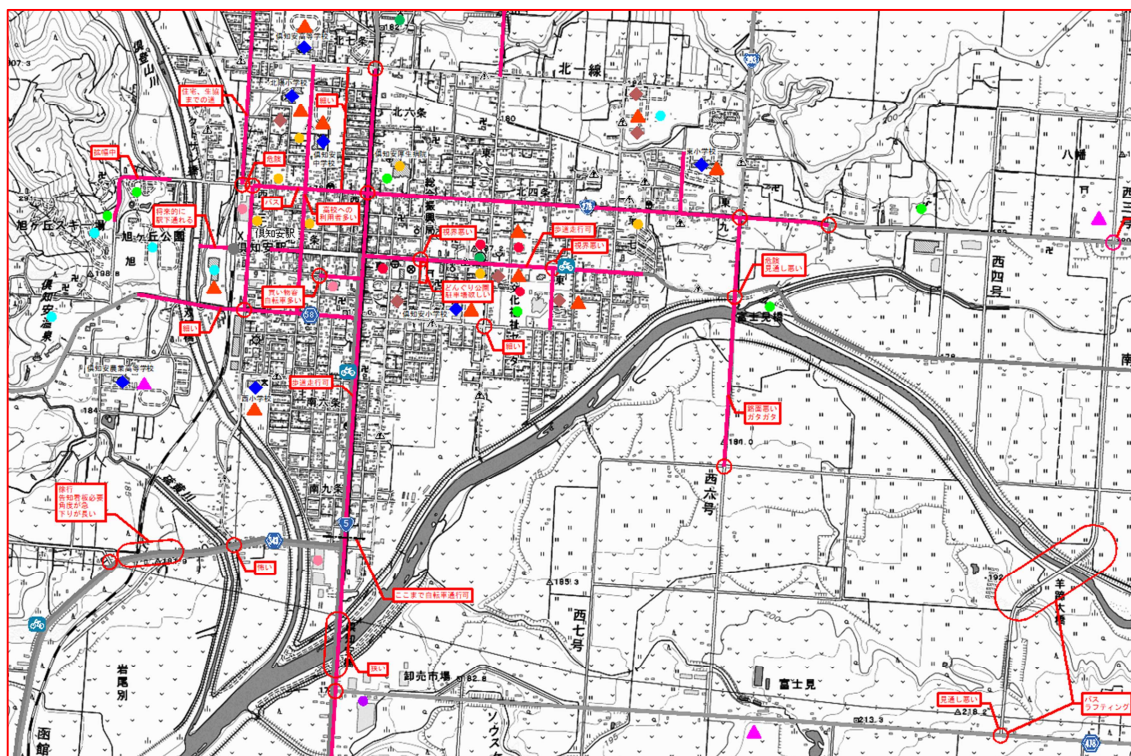
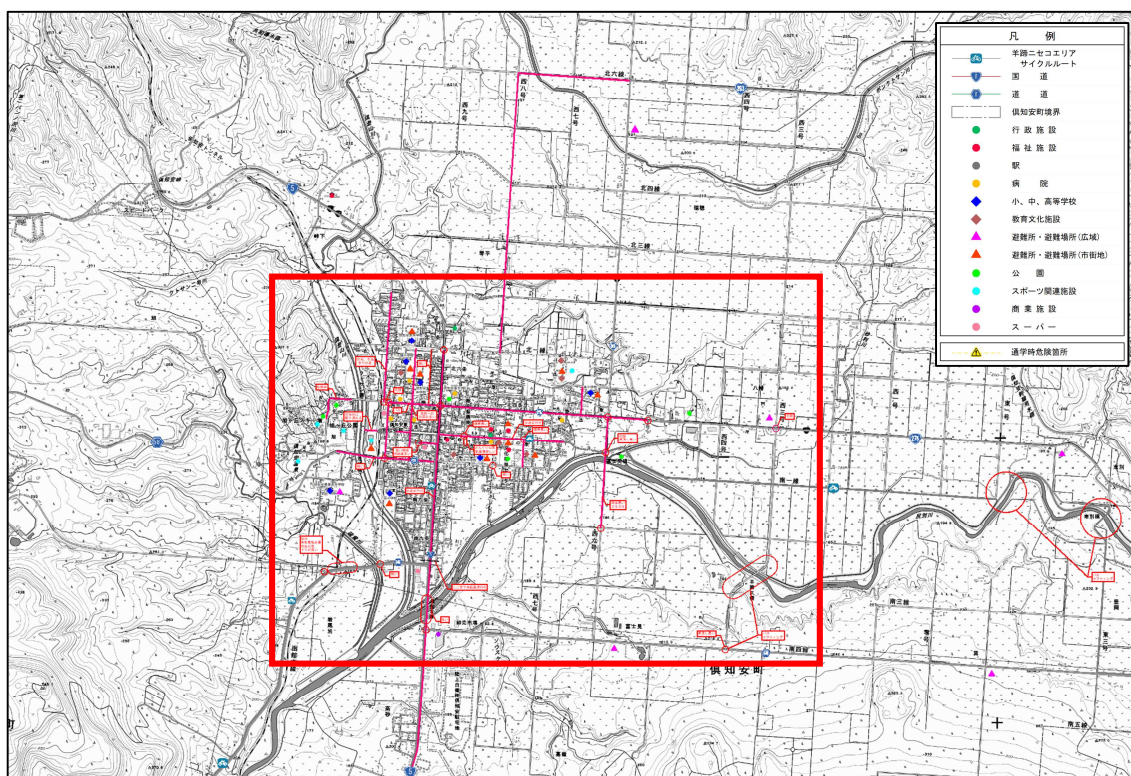
第3回

・日時 2024年9月30日

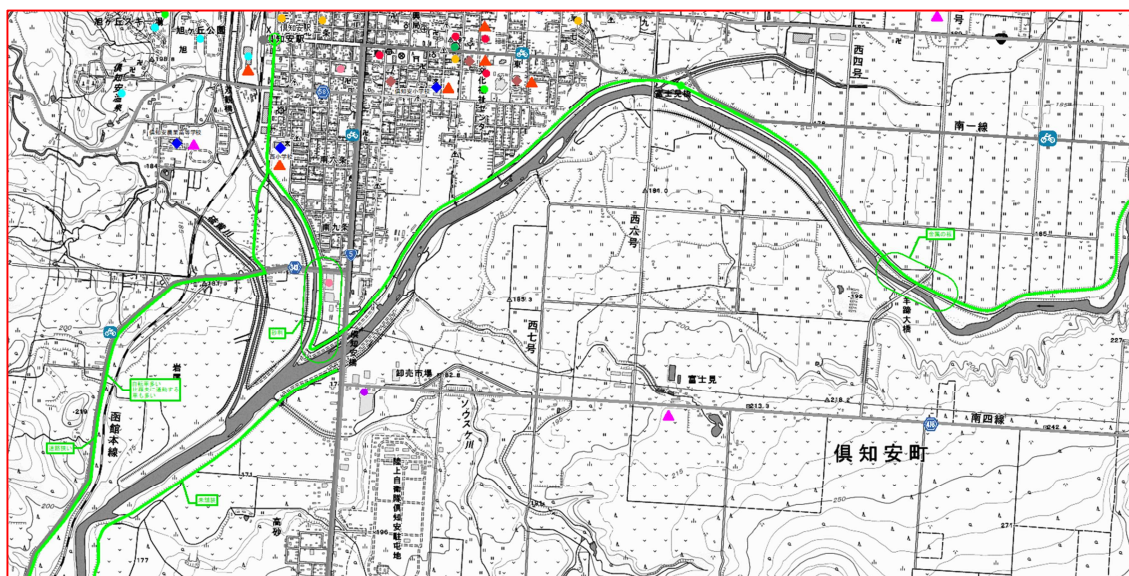
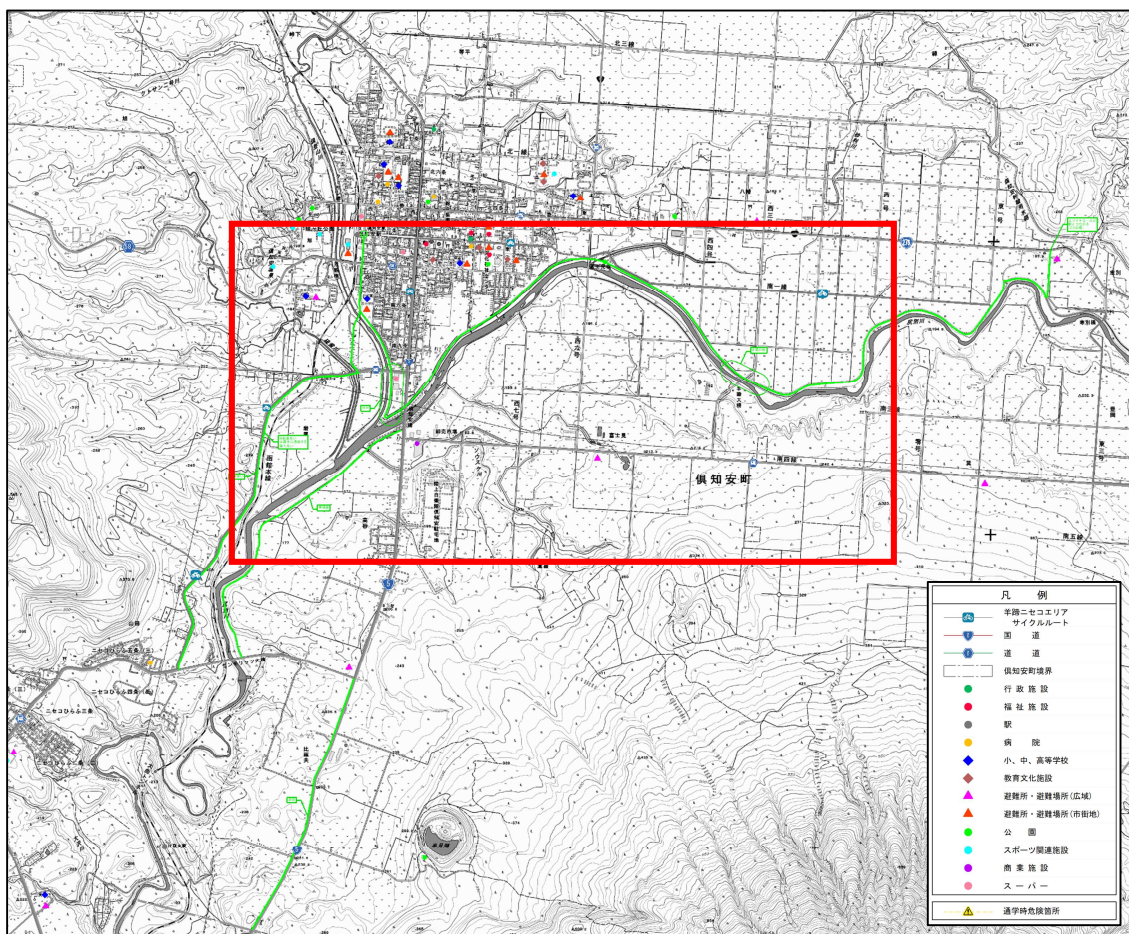
<主な意見>

- ・街中のグレーチングの段差を無くし、網目の細かいものに変えることも検討すべき。
- ・小学生などに自転車の危険性を認識させ、安全に走るためのスキルを身に付けてもらうと同時に、自転車で移動できる地域を拡大するといったような権利と責任を同時に養うべき。
- ・関係者で町内を走ってみて、危険箇所などを実際に見て確認すべき。
- ・草が多くて走りづらい箇所が多いため、サイクリストとの共同草刈りイベントなどを開催すべき。

【第1回・反映】



【第2回・反映】



【第3回・反映】

